様式第19号(第20条関係)

(表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  身分証明書 | | |
|  | 写真 | 所属  職名  氏名  生年月日　　　年　　月　　日生 |
| 上記の者は、下水道法第13条第1項の規定による立入検査及び同法第32条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。  発行年月日　　　　　　年　　　　　月　　　　　日  有効期限　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日  酒田市長　　　　　　　　　　印 | | |

(裏)

|  |
| --- |
| 下水道法抜すい  　(排水設備等の検査)  第13条　公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。  2　前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  　(他人の土地の立入又は一時使用)  第32条　公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。  2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。  3　第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。  4　日出前又は日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。  5　第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  6　略  7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。  8～10　略 |